

アイヌ政策推進交付金事業「萱野茂生誕 100 年記念事業特別展」仕様書

1. 業務名

アイヌ政策推進交付金事業「萱野茂生誕 100 年記念事業特別展」

2. 業務期間

契約締結の日から令和 9 年 2 月 28 日まで

3. 業務の目的

令和 8 (2026) 年は萱野茂氏の生誕 100 年、没後 20 年にあたることを記念して、平取町立アイヌ文化博物館ほか、町内展示施設で展示を行う。アイヌとして生きた萱野氏の思いと行動を振り返り、その功績の意義について理解を深めるとともに、萱野氏の取り組みが現代のアイヌ文化継承にどのように息づいているのかを伝えることを目的とする。

4. 業務の内容

アイヌ政策推進交付金事業「萱野茂生誕 100 年記念事業特別展」に係る業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 平取町立二風谷アイヌ文化博物館、沙流川歴史館、萱野茂二風谷アイヌ資料館（以下、博物館、歴史館、資料館という。）の 3 館で開催する特別展の展示方法やレイアウト及び展示品の制作。

なお、展示品の制作に必要な原稿類・テキスト等は平取町教育委員会文化財課から提供する。

※特別展期間 令和 8 年 9 月 1 日～11 月 15 日（予定）

- (2) 広報宣伝用印刷物（ポスター、チラシ）、教育普及用印刷物（ブックレット、子ども向けパンフレット）、記念品（トートバッグ、ステッカー）の各デザイン
- (3) サテライト会場（びらとり温泉ゆから、アイヌ工芸伝承館、ふれあいセンターびらとり）に設置する誘客用パネルの制作
- (4) 萱野茂に関する映像の制作
 - ①萱野茂の生涯を紹介する映像（30 分程度）
 - ②特別展のガイダンス映像（5～10 分）他、下記企画概要に沿ったものであること

5. 企画概要

- (1) 特別展のイメージは別添企画案のとおり
- (2) 博物館、歴史館、資料館の 3 館への誘導サインなど、来館者にとって 3 会場の周遊が分かりやすいものであること。
- (3) 萱野茂の生涯と活動を紹介し、現代につながる意義を示すものであること。
- (4) 展示及び映像制作に利用可能な写真・映像・音声・調査資料及び民具等の実物資料は平取町教育委員会文化財課が提供する。

(5) 特別展終了後、町内外において移動展を開催する予定のため、移動展の展示も考慮したものであること。

※移動展開催候補会場 北海道大学図書館エントランス、ウポポイ展示室等

開催時期 特別展終了後から令和9年3月を想定

6. その他

- (1) 業務の実施過程において町と連絡を密にし、必要と認める事業を検討するとともに、業務の進捗状況や業務内容に関する打合せを適切に実施し、緊密な連携を心がけること。
- (2) 本仕様書に記載のない事項、疑義については、町と協議の上、実施すること。
- (3) 本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し平取町教育委員会の承諾を得る必要がある。
- (4) 成果品及び関連資料の著作権は、町に帰属するものとする。また、当該画像等は町において、本業務以外に二次使用することがある。
- (5) 事業の実施にあたり、関係法令及び規制等を遵守するとともに、必要な許認可を取得すること。
- (6) 各施設の平面図及び貸出可能な什器等は別添のとおりである。
- (7) 見積価格の設定にあたり、4.(4)は、本特別展の映像制作者が担当する(制作費1,837,000円(税抜き))ので積算価格に含むものとする。

7. 成果品の納品等

- (1) 印刷物等の各デザイン：令和8年6月19日まで博物館へ
- (2) 展示品：令和8年8月28日まで博物館・歴史館・資料館へ
- (3) 映像作品：令和8年8月31日まで博物館へ
- (4) 移動展関係：令和9年2月28日まで移動展に関するアドバイス及び展示の制作

8. 検査

- (1) 受託者は、本業務をすべて完了したときは、速やかに町に報告するものとし、完了検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、自らの責に帰すべき理由による成果品の不良箇所等が発見された場合は、速やかに訂正又は補足その他の処置をとるものとする。